

・新旧対照表（修正箇所朱書き抜粋）

旧		新	
7 頁 4 プロポーザルの実施スケジュール		7 頁 4 プロポーザルの実施スケジュール	
公募要領等の公表	令和 2 年 7 月初旬	公募要領等の公表	令和 2 年 8 月初旬～中旬
事業者説明会の開催	令和 2 年 7 月中旬	事業者説明会の開催	令和 2 年 8 月中旬～下旬
質問の受付	令和 2 年 7 月初旬～中旬	質問の受付	公募要領等の公表後 2 週間の期間
質問の回答（応募資格に関する質問については、随時回答）	令和 2 年 8 月初旬	質問の回答（応募資格に関する質問については、随時回答）	令和 2 年 9 月中旬
応募資格確認申請書の受付	令和 2 年 8 月中旬	応募資格確認申請書の受付	令和 2 年 9 月中旬
応募資格審査結果の通知	令和 2 年 8 月下旬	応募資格審査結果の通知	令和 2 年 9 月下旬
業務提案書等の提出期限	令和 2 年 9 月下旬	業務提案書等の提出期限	令和 2 年 10 月末
ヒアリング（またはプレゼンテーション）	令和 2 年 11 月初旬	ヒアリング（またはプレゼンテーション）	令和 2 年 12 月
選定事業者の決定	令和 2 年 11 月初旬	選定事業者の決定	令和 2 年 12 月
選定事業者の公表及び結果通知	令和 2 年 11 月初旬	選定事業者の公表及び結果通知	令和 2 年 12 月
基本契約の締結	令和 2 年 12 月中旬	基本契約の締結	令和 3 年 1 月
特別目的会社（SPC）の設立	令和 2 年 12 月	特別目的会社（SPC）の設立	令和 3 年 1 月
業務委託契約の締結	令和 2 年 12 月	業務委託契約の締結	令和 3 年 1 月
引継ぎ期間	業務委託契約締結日の翌日～令和 3 年 3 月 31 日	引継ぎ期間	業務委託契約締結日の翌日～令和 3 年 3 月 31 日
事業開始	令和 3 年 4 月 1 日 0 時	事業開始	令和 3 年 4 月 1 日 0 時

旧	新
<p>12 頁</p> <p>Q26. 各システムのメーカー名をご教示下さい。</p> <p>A26.</p> <p>○水道料金システム → (株)KIS</p> <p>○固定資産台帳システム → (株)ぎょうせい</p> <p>○財務会計システム → (株)ぎょうせい</p> <p>○固定資産管理システム → (株)ぎょうせい</p> <p>○貯蔵品管理システム → (株)ぎょうせい</p> <p>○企業債管理システム → (株)ぎょうせい</p> <p>○水道施設管理システム → 大成ジオテック(株)</p> <p>○給水台帳入力システム → 大成ジオテック(株)</p> <p>○管路情報システム (下水) → (株)NJS</p> <p>○設計積算システム → (株)リサーチアンドソリューション</p> <p>○排水設備管理システム → (株)NJS</p>	<p>12 頁</p> <p>Q26. 各システムのメーカー名をご教示下さい。</p> <p>A26.</p> <p>○水道料金システム → (株)KIS (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○固定資産台帳システム → (株)ぎょうせい (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○財務会計システム → (株)ぎょうせい (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○固定資産管理システム → (株)ぎょうせい (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○貯蔵品管理システム → (株)ぎょうせい (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○企業債管理システム → (株)ぎょうせい (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○水道施設管理システム → (株)九電工・(株)正興電機製作所</p> <p>○給水台帳入力システム → 大成ジオテック(株)</p> <p>○管路情報システム (下水) → (株)NJS</p> <p>○設計積算システム → (株)リサーチアンドソリューション (更新予定時期：令和6年度)</p> <p>○排水設備管理システム → (株)NJS</p>
<p>19 頁</p> <p>Q29. 業務提案書の提出時点で受託事業者が想定できない法制度・許認可の新設・変更に関するものは市がリスク負担者となりますか。</p> <p>A29. 市がリスク負担者となります。</p>	<p>19 頁</p> <p>Q29. 業務提案書の提出時点で受託事業者が想定できない法制度・許認可の新設・変更に関するものは市がリスク負担者となりますか。</p> <p>A29. 本事業に直接関係する法制度・許認可等の新設・変更に関するものは市がリスク負担者となります。</p>

旧				新			
<p>Q30. 道路掘削申請や道路使用に関する関連機関との協議及び必要な経費（監督事務費等）は、市の負担となりますか。</p> <p>A30. 受託事業者の負担となります。なお、道路管理者や交通管理者など関係する行政機関との協議の結果、通常考えられる内容以上の追加工事、追加設備が必要となった場合も市の負担と</p>				<p>Q30. 道路掘削申請や道路使用に関する関連機関との協議及び必要な経費（監督事務費等）は、市の負担となりますか。</p> <p>A30. 受託事業者の負担となります。なお、道路管理者や交通管理者など関係する行政機関との協議の結果、通常考えられる内容以上の追加工事、追加設備が必要となった場合も市の負担となります。</p>			
24 頁 別紙3 リスク分担表				24 頁 別紙3 リスク分担表			
分類	リスクの内容	リスク負担者		分類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受託事業者			市	受託事業者
用地リスク	工事予定地の確保や土壌問題に関するもの（工事等により発生の場合）	○		用地リスク	工事予定地の確保や土壌問題に関するもの（工事等により発生の場合）	○	△
工事遅延リスク	受託事業者が実施する工事の監理に関するもの		○	工事遅延リスク	受託事業者が実施する工事の監理に関するもの		○
	受託事業者が工事を発注し、市が検収終了後に当該設備等を譲受するまでの工事費用に関するもの		○		受託事業者が実施する工事の監理に関するもののうち、市の帰責事由によるもの	○	
	工事請負契約等の業務発注に関するもの		○		受託事業者が工事を発注し、市が検収終了後に当該設備等を譲受するまでの工事費用に関するもの		○
					工事請負契約等の業務発注に関するもの		○

旧				新			
システム運 営リスク	「水道料金管理システム」や「設計積算システム」等市が運営管理するシステムの障害に関するもの	○		「水道料金管理システム」や「設計積算システム」等市が運営管理するシステムの障害に関するもの	○		
	上記システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○	上記システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○	
				上記システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもののうち、既存システムのマニュアル等に起因し、善良な管理者として避けられなかったもの	○		